

公益財団法人沖縄県農業振興公社役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 常勤の役員 報酬、通勤手当及び期末手当

(2) 非常勤の役員 報酬

(3) 非常勤の評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬及び期末手当 別表に定める額

(2) 通勤手当 沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。)の規定の適用を受ける沖縄県職員の例による。

2 非常勤の役員及び評議員(以下「非常勤の役員等」という。)の報酬の額は、日額8,200円とする。ただし、沖縄県職員には支給しない。

3 沖縄県からの派遣職員である者を常勤役員に充てる場合は、第1項の規定にかかわらず、当該者が沖縄県に勤務する場合に支給される給与の額又は当該者が沖縄県に勤務する場合に支給されることとなる給与の額から、沖縄県が当該者に直接支給することとなる給与の額を差し引いた額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬等の支給日、支払方法等については、給与条例の規定の適用を受ける沖縄県職員の例による。

2 非常勤の役員等に対する報酬は、評議員会、理事会及びその他行事等への出席の都度、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者は、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(旅費)

第6条 常勤の役員が業務のために旅行したときは、沖縄県職員の旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第49号。以下「旅費条例」という。)の規定の適用を受ける沖縄県職員の例により旅費を支給する。

(費用弁償の額)

第7条 非常勤の役員等が職務のために旅行したときは、旅費条例の規定の適用を受ける沖縄県職員の旅費に相当する額の費用弁償を支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

別表(第3条関係)

報酬(月額)	期末手当(賞与)	
	加算割合	支給割合(年間)
39万円以内	100分の20以内	1.45月以内